

Title	ゴットシャーク、クラックホーン、エンジェル共著 歴史学・人類学・社会学における個人記録の利用
Sub Title	Lous Gottschalk, Clyde Kluckhohnad Robert Angell, "The use of personal documents in history, anthropology and sociology." (New York 1945. p.p. XI+243)
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.5 (1951. 5) ,p.252(74)- 254(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19510501-0074
Abstract	
Notes	紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510501-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介

ゴットシャーク、クラックホーン、エンシエル共著

『歴史學・人類學・社會學における個人記録の利用』

(Louis Gottschalk, Clyde Kluckhohn and Robert Angell, "The Use of Personal Documents in History, Anthropology and Sociology." New York 1945. pp. vi + 243.)

渡邊 國 廣

本書は研究方法に關する極めて暗示に富んだ報告書であるが、實際には專攻を異にする三名の報告者による論文の集録であつて、それ等は社會科學の特定部門における個人記録の利用を自己批判的に報告するといふ共同課題に應ずるものであるけれども、三者はいづれもその表題の一部に「個人記録」といふ語を冠してゐる以外に内容的には共通する箇所が殆んどない。

本書は Social Science Research Council の Committee on Appraisal of Research による第三の報告書である。その第一の報告は Thomas and Znaniecki, The Polish peasants in Europe and America に対する Bruner 氏の批判でも

9、第二の報告は Allport, The use of personal documents in psychological science であつた。これ等の報告書成立の直接の動機は、社會科學の素材としての個人記録の價値に關して幾多の疑問を提起したと傳へられる前記 The Polish peasant 以來喧しかつた問題——個人記録の利用に如何なる發展があるか、個人記録を分析する一層良い方法が發見されたか、個人記録は社會科學の如何なる種類の問題と關聯するか、個人記録は假設通りに處理され得るか、個人記録は社會學以外の社會科學において如何なる程度まで利用され得るか、研究者は個人記録から何を知らるか——に對し一應の決論を與へようとするにあつた。

扱へ本書におさめられた第一論文は、シカゴ大學の Louis Gottschalk 氏の The Historian and the Historical Document である。これは端的には歴史の方法に關する簡潔な論文である。同氏は、如何なる記録にも或る程度の人間性なり個性なりが盛られてゐないことはない (P. 13) といふ觀點に立つて、個人記録のうち歴史記録の一切を含める。そしてこれ等の種々な種類の歴史の素材の定義に關して謂はば教科書的な説明を下してゐるが (cf. Pp. 17-27)、氏は歴史家の問題を「眞の原本は何が」又「眞の原本とは實際に何をいふのか」に限つてゐるから (cf. P. 34) その議論の中心は、記録の檢證・分析に必要な諸方法の解明に置かれることになつてゐる (cf. Pp. 35-4

3)。そして記録取扱の最後の段階ともいふべき「綜合」の過程を問題とする章において、歴史の記述方法を取上げてゐる。この章は歴史と社會科學の關聯を解説する最後の一章と共に、本論文を通じて最も注目すべき箇所である。

本書の第二論文は、ハーヴァード大學の Clyde Kluckhohn 氏による The Personal Document in Anthropological Science である。この論文の本来の目的は人類學における個人記録の利用を展望するにあるが、然し同氏は、「人類學者は經濟學者や恐らくは社會學者よりも一層多く個人記録を利用して來た」(P. 79) にも拘らず未だこれを體系的に使用してゐなかつたといふ觀點に立つて (cf. P. 102)、個人記録蒐集の技術を示したり、取扱上有用な豫備概念を授けたり或は個人記録を刊行する際の注意にまでも及んでゐる。これ等は獨り人類學に限らず社會科學全般に共通するものであるから、同氏の議論は、歴大な素材から具體的な知識を導き出すことを目指すどの人々にも歓迎されることとならう。そして若しも「些少な記事の集積が、縱令莫迦らしく見えても、根本的眞理に到達する唯一の正當な途である」(P. 155) とするならば、同氏のごこでの説明は、些少な記事の眞偽鑑別乃至はその分析・綜合へ向つて有力な理論を與へるものであるから、根本的眞理への到達といふ目的の實現に資すること疑ひを容れないであらう。尙同氏の個人記録の定義は、詳細且つ嚴密であつて、このうちに含まれら

「歴史學・人類學・社會學における個人記録の利用」

れるのは自傳・傳記・日記・印象記・書簡のみに限つてゐる。

本論文の最初の部分に氏は、廣く散在するかかる個人記録のうち既に印刷に附されてゐるものを列挙してゐるが、この部分では本論文末尾の文獻目録と共に、初學者にも門外者にも至つて便利である。

本書の最後は、ミシガン大學の Robert Angell 氏による A Critical Review of the Development of the Personal Document. Method in Sociology 1920-1940 である。これは前述の Bruner 及び Allport 兩氏によつて提起された問題を發展させようとするものであるから (cf. P. 177) 兩氏による研究の附録とみるべきものである。即ち本論文では、Angell 氏によつて「關係者が自己の關與した經驗に對して感想を記したものの」(P. 177) と定義される個人記録に關してその取扱方法一般が問題となるのだけなく、かかる個人記録を利用する社會學者の態度の前進を前記 The Polish peasant 以後について見て行かうといふのが本筋である。かくて同氏は、この目的達成のために社會學者がその後に行なつた研究のうち特に二十二を選定し、それ等における個人記録の利用を評價してゐる。そしてこの前進が緩慢であつて決して急激なものではなかつたと斷定する (cf. P. 235)。本論文の最後の部分でこの阻碍條件が簡単に説明されてゐる。同氏は、社會學における複雑な個人記録の一層の利用のためには、何よりも先づ研究者自

身の頭腦を整理することが必要であると強調してゐる。

以上が歴史家・人類學者及び社會學者の三論文より成る本書の概要である。本書においては個人記録の定義が中心となつてゐる。素よりその定義は報告者によつて相違してゐる。ただ若しそれ等の定義における共通の部分のみ採るならば、個人記録とは「或る意味で記録の作者である誰かの人格なり個性なりが現はれてゐるもの」従つて「記録の讀者がこの作者やその記録の關係する事件についてのこの作者の見解を知るのに恰好なもの」(cf. P. 11)と云ふことにならう。

(一九五〇・一一・二〇稿)

學會會員に關する附則

本會に特別會員と賛助會員をおく。

- 一、特別會員 慶應義塾關係者で本會の主旨に賛同し、會員二名以上の推薦と、委員會の承認を得た者。但し年額金千二百圓の會費(二期分納も可)を納める者。
- 一、賛助會員 本會の主旨に賛同し委員會の承認を得た者。但し年額三千圓以上の賛助金を提出する者。

特別會員および賛助會員は、會則第三條に規定された諸事業に参加し、機關紙「三川學會雜誌」の無料配布を受けることができる。

右會則に基き委員會の承認を得た

賛助會員(敬稱略)

- 福原千二(港區麻布飯倉六ノ一四ノ六)
- 濱井憲一(臺東區黒門町二十二)
- 金子佐一郎(中央區木挽町三ノ四、十條製紙株式會社)
- 岡部長二(鎌倉市長谷二四一七)

慶應義塾經濟學會々則

第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱する。

第二條 本會は經濟學の研究及びその奨励、普及並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行ふ。

- 一 研究會の開催
- 二 機關誌「三川學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
- 三 講演會、資料展覽會の開催
- 四 他の學會及び諸團體との連絡
- 五 その他本會の目的を達成するため適當と認める事業

第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を専攻する者を以て組織する。

第五條 本會に左の役員を置く。

- 一 會長 一名
- 二 顧問 若干名
- 三 委員 若干名
- 四 監事 二名

第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依囑する。委員及び監事は總會に於て會員の互選

慶應義塾經濟學會々則

によつて定める。

第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。

第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。

第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。

第十一條 會員は機關誌「三川學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。

第十二條 本會の經費は會費、賛助金、補助金及び其他の收入を以て之に充てる。

第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。

第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。

經濟學會委員

- 藤林敬三 高村象平 小池基之
- 山本 登 遊部久藏 服部謙太郎
- 白石 孝 安川正彬 福岡正夫
- 白神俊彦 黒川俊雄 飯田 鼎
- 高橋 吉之助